

## 和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	芝本和己
同上	中塚隆

### 第1 監査の期間

令和元年9月9日から令和2年2月7日まで

### 第2 監査の実施箇所

#### 1 市民環境局

市民部 市民生活課、市民課（東部サービスセンター、河南サービスセンター、河西サービスセンター、河北サービスセンター、中央サービスセンター、北サービスセンター、南サービスセンターを含む。）、自治振興課（地域フロンティアセンターを含む。）、男女共生推進課、人権同和施策課（芦原文化会館、杭の瀬文化会館、善明寺文化会館、平井文化会館、本渡文化会館、岩橋文化会館、木ノ本文化会館、鳴神文化会館、大垣内文化会館、弘西文化会館、口須佐文化会館、栄谷文化会館を含む。）

環境部 一般廃棄物課、環境政策課、青岸清掃センター（青岸エネルギーセンター、青岸クリーンセンター、青岸汚泥再生処理センターを含む。）、収集センター（北事務所、西事務所、青岸ストックヤードを含む。）、浄化衛生課、産業廃棄物課

#### 2 都市建設局

建設総務部 建設総務課、技術管理課、用地課、地籍調査課

道路河川部 道路政策課、道路建設課、街路建設課、道路管理課、河川港湾課

建築住宅部 住宅政策課、住宅第1課、住宅第2課、公共建築課、空家対策課

都市計画部 都市計画課、都市再生課、まちなみ景観課、公園緑地課、建築指導課

#### 3 議会事務局

議会総務課、議事調査課

#### 4 企業局

経営管理部 企業総務課、契約課、経理課、営業課、技術管理課

水道工務部 水道企画課、管路整備課、維持管理課、上・工業用水道管理課（加納浄水場、出島浄水場、真砂浄水場、水質試験事務所、六十谷第1・第2浄水場を含む。）

下水道部 下水道企画課、下水道管理課、終末処理場管理課（中央終末処理場、和歌川終末処理場、北部終末処理場を含む。）、下水道建設課、下水道施設課

### 第3 監査の項目

- 1 調定、収納及び現金取扱状況
- 2 予算の執行状況
- 3 財産の管理状況
- 4 委託料、補助金等の有効性及び効率性
- 5 契約事務の適正性
- 6 各事務処理の必要性及び効率性
- 7 その他

### 第4 監査の結果

おおむね良好であったが、一部において次表のとおり整備を要する事項が見受けられたので、今後、より適正な事務の執行を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

項目	監査結果	担当局部課等名
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（支所連絡所使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限を別に指定する場合においては、当該納付すべき期限までの期間は、使用許可をする日から1月を超えてはならないと規定されているが、1月を超える納期限が指定され又は納期限が指定されず、収納までに期間を要しているものが見受けられたので、納入通知書において同規則に則した納期限を明記されたい。	市民環境局 市民部 自治振興課
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限までの期間は、使用許可をする日から1月を超えてはならないと規定されているが、許可の際に調定が行われておらず、収納までに期間を要しているものが見受けられたので、許可をする際に調定を行うとともに遅滞なく納入通知を行い、定められた期間内に収納するよう注意されたい。	市民環境局 環境部 収集センター （北事務所）
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（企業財産使用料）の徴収事務において、行政財産の使用許可に関する使用料条例第2条による算定を誤り、使用料の過徴収が見受けられたので、差額分を返金するとともに、今後このようなことがないように同条例を遵守されたい。	企業局 下水道部 下水道管理課

現金の収納事務における誤り	<p>証明閲覧手数料等の払込事務において、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日納付書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、同規則を遵守されたい。</p>	<p>市民環境局 市民部 市民課 (北サービスセンター)</p>
決裁責任者の決裁を受けずに施行	<p>行政財産(都市公園運動広場)の使用許可及び使用料免除に関する事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている決裁責任者の決裁を受けずに施行しているものが見受けられたので、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われたい。</p>	<p>都市建設局 都市計画部 公園緑地課</p>
重要物品の保管状況の報告誤り	<p>和歌山市物品管理規則第18条に規定されている重要物品保管報告において、重要物品である風向風速計の保管台数を誤って報告していたため、早急に訂正の報告をするとともに、今後このようなことがないよう保管状況を報告する際は、重要物品と重要物品補助簿、備品受払簿等の諸帳簿を照合するなどして、誤りが発生しないよう適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>市民環境局 環境部 環境政策課</p>
委託契約の前金払に関する事務の誤り	<p>(仮称)岡崎団地新1号棟建設工事監理業務委託契約において、和歌山市財務規則第60条第1項に定める前金払の割合は3割であるが、過去2年度間にわたり当該年度ごとの出来高に応じて4割の前金払していた。</p> <p>また、同条第4項では、前払金の額に10,000円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものと規定されているが、1,000円未満を切り捨てていた。</p> <p>当該契約における事業はすでに完了し債務は履行されているものの、今後公共工事その他の契約を締結する際には、法令等を遵守し、契約ごとに内容を厳格に精査するなど、契約事務の適正化に努められたい。</p>	<p>都市建設局 建築住宅部 住宅第1課</p>